

千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第56号

千葉市市税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市市税条例施行規則（昭和49年千葉市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条並びに第9条第1号及び第2号中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

別表第3中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改める。

別表第6中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に、「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税（種別割）納税通知書」に改める。

第8号様式（表）中

「過誤納金還付（充当）通知書」を

「
年 月 日
過誤納金還付（充当）通知書」に改める。

第12号様式の2その1中「年度軽自動車税減免申請書」を「年度軽自動車税（種別割）減免申請書」に、「連絡先電話番号」を「連絡先電話番号 — —」に改め、同様式その2中

「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に、「連絡先電話番号」を「連絡先電話番号 — —

」に改め、同様式その3中「軽自動車税 継続 減免申請書」を「軽自動車税（種別割） 継続 減免申請書」に改める。

第20号様式（表）中

「

区 分		更正・決定前の額			更正・決定額		
法人 税割 額の 明細	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	①		円			円
	分割基準 当市分／全従業者数	②	/	人	/		人
	分割法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①×②	③		円			円
	税 率	④		%			%
	法人税割額 ①×④又は③×④	⑤		円			円
	外国の法人税等の額の控除額	⑥		円			円
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑦		円			円
	差引法人税割額 ⑤－⑥－⑦	⑧		円			円
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑨		円			円
	算出法人税割額 ⑧－⑨	⑩		円			円
均等 割額 の 明細	区 名	月数	従業者数	均等割額	月数	従業者数	均等割額
	中央区		人	円		人	円
	花見川区		人	円		人	円
	稲毛区		人	円		人	円
	若葉区		人	円		人	円
	緑 区		人	円		人	円
	美浜区		人	円		人	円
	算出均等割額			円			円
法人税割額の増減額	⑪			円			円
均等割額の増減額	⑫			円			円
この通知により納付すべき又は減少する市民税額 ⑪+⑫				円			円
更正・決定の理由							

を

」

指定納期限
年 月 日

「

区 分		更正・決定前の額			更正・決定額		
法人 税割 額の 明細	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	①		円			円
	分割基準 当市分／全従業者数	②	/	人	/		人
	分割法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①×②	③		円			円
	税 率	④		%			%
	法人税割額 ①×④又は③×④	⑤		円			円
	市町村民税の特別寄附金税額控除額	⑥		円			円
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑦		円			円
	外国の法人税等の額の控除額	⑧		円			円
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨		円			円
	差引法人税割額 ⑤－⑥－⑦－⑧－⑨	⑩		円			円
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑪		円			円
	算出法人税割額 ⑩－⑪	⑫		円			円
均等 割額 の 明細	区 名	月数	従業者数	均等割額	月数	従業者数	均等割額
	中央区		人	円		人	円
	花見川区		人	円		人	円
	稲毛区		人	円		人	円
	若葉区		人	円		人	円
	緑 区		人	円		人	円
	美浜区		人	円		人	円
	算出均等割額			円			円
法人税割額の増減額	⑬		円				
均等割額の増減額	⑭		円				
この通知により納付すべき又は減少する市民税額 ⑬＋⑭			円				
指定納期限							
年 月 日							
更正・決定の理由							

に

改め、同様式（裏）中

」

「

(1)延滞金の割合

・申告納付期限の翌日からこの通知書に記載されている納期限(以下「指定納期限」といいます。)までの期間又は指定納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間…年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)

・その後納付の日まで…年14.6%

※平成26年1月以後の期間について

・申告納付期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間…各年の特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)

・その後納付の日まで…各年の特例基準割合(注)に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)

(注)「特例基準割合」…銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合+1%

を

」

「

(1)延滞金の割合

① 申告納付期限の翌日からこの通知書に記載されている納期限(以下「指定納期限」といいます。)までの期間又は指定納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間…各年の特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)

② その後納付の日まで…各年の特例基準割合(注)に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)

(注)「特例基準割合」…銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合+1%

※平成25年12月以前の期間について

① 申告納付期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間…年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)

② その後納付の日まで…年14.6%

に

」

改める。

第25号様式その1中

「

千葉市

領収済通知書

兼私込取扱票

を

」

「

千葉市 軽自動車税(種別割)

領収済通知書
兼払込取扱票

に
」

改め、同様式その2中「軽自動車税」の次に「(種別割)」を加え、同様式その3(表)中「納税通知書兼領収証書 公」を「軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書 公」に改め、同様式(裏)中

「

- 3 延滞金 納期限までに納付されなかった場合には納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- (1)延滞金の割合
- ・納期限の翌日から1か月間…年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)
 - ・その後納付の日まで…年14.6%
- ※平成26年1月以後の期間について
- ・納期限の翌日から1か月間…各年の特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
 - ・その後納付の日まで…各年の特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)
- (注)「特例基準割合」…銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合+1%
- (2)端数金額の取扱い 延滞金を計算する場合、税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。また、計算した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

を

「

- 3 延滞金 納期限までに納付されなかった場合には納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額に次の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- (1)延滞金の割合
- ・納期限の翌日から1か月間…各年の特例基準割合(注)に年1%の割合を加算した割合(上限年7.3%)
 - ・その後納付の日まで…各年の特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(上限年14.6%)
- (注)「特例基準割合」…銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基に財務大臣が告示する割合+1%
- (2)端数金額の取扱い 延滞金を計算する場合、税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。また、計算した延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

に

改め、同様式その4中「 軽自動車税納税証明書 」
を「 軽自動車税(種別割)納税証明書」に改める。

第29号様式の2中

「

ウ 千葉市市税条例第30条第1号ウの原動機付自転車にあつては薄桃色

を

2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

」

「

ウ 千葉市市税条例第30条第1号ウの原動機付自転車にあつては薄桃色

エ 千葉市市税条例第30条第1号エの原動機付自転車にあつては薄青色

に

2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第8号様式、第20号様式及び第29号様式の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。